

令和6年

第1回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和6年1月25日 午前9時30分～  
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）  
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(13 番篠田 猛委員、14 番片桐 京委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 6 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 7 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 8 第4号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 9 協議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 日程 10 協議第2号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議（再協議）について
- 日程 11 その他

- 令和6年2月15日（木） 13：30～
  - ・第95回常設審議委員会
  - 【新潟市 JA新潟ビル】 <会長>
  
- 令和6年2月15日（木） 18：00～
  - ・令和5年度第2回上・中越地区農業委員会会長情報交換会
  - 【小栗山 いろりあん】 <会長>
  
- 令和6年2月22日（木） 時刻未定
  - ・上・中越地域別農業委員会会長・事務局長会議
  - 【十日町市 ラポート十日町】 <会長、事務局長>
  
- 令和6年2月26日（月） 9：30～
  - ・第2回農業委員会総会
  - 【大和庁舎 旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	青木 日出男	2 番	田邊 浩	3 番	樋口 隆
		5 番	関 昭夫	6 番	上村 哲
7 番	小林 憲一	8 番	中俣 渉	9 番	佐々木 大輔
10 番	西野 徳光	11 番	宮田 京子	12 番	荒川 敦
13 番	篠田 猛	14 番	片桐 京	15 番	山崎 輝代
16 番	高橋 宏	17 番	大平 泰弘	18 番	原澤 眞
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	桑原 宏太	推 2 番	松田 伸児	推 3 番	飯酒盃 大祐
推 4 番	山田 利広	推 5 番	笛木 正計	推 6 番	関 佐智
推 7 番	小林 久雄	推 8 番	星野 覚雄	推 9 番	阿部 勉
推 10 番	山岸 健一	推 11 番	宮崎 実	推 12 番	林 幸次
推 13 番	小杉 進	推 14 番	片桐 健二	推 15 番	関 晃
推 16 番	島田 徳敏	推 17 番	長谷川 政一	推 18 番	勝又 信行
推 19 番	志太 要一	推 20 番	櫻井 隆	推 21 番	高村 英男
推 22 番	井口 博	推 23 番	水澤 利徳	推 24 番	牛木 友哉

欠席委員は 1 名である。

4 番 小幡 武重

遅刻委員は 2 名である。

15 番 山崎 輝代 推 1 番 桑原 宏太

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時41分開会)

議長 それでは、令和6年第1回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が17名、推進委員が23名で合計40名の出席となり、総会は成立します。

### 日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

### 日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、13番篠田猛委員、14番片桐京委員をお願いいたします。

### 日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。

無いようでしたら、私の方から1月23日に新潟市で行われた市町村農業委員会役員等研修会のことについて報告いたします。

本来であれば全国農業会議所から部長が来て研修をする予定でしたが、皆様もご存じのとおり、その日は新幹線が

止まってしまい来られませんでした。また、同日に石山会長が石川県農業会議の会長と上京して農林水産大臣に震災についての申し入れをする予定でしたが、こちらも同様に新幹線が止まってしまい新潟駅で足止めを食らったようです。その後どうなったかはわかりませんが、そのようなことがあったということをご報告させていただきます。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、諸般の報告は終了させていただきます。

#### 日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降11件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について  
6ページをご覧ください。こちらは28件です。

1番、2番は同じ借受人の方の案件です。

いずれも第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

3番、4番はJA仲介の案件です。

穴地の田1筆、耕作者の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

5番、穴地新田の田1筆、借受人の都合による解約です。こちらの農地は今後貸し付けの予定です。

6番、穴地新田の登記畑、現況田1筆、借受人の都合による解約です。

7番、穴地新田の田1筆、第三者との貸借契約のための解約です。

8番、9番は同じ借受人の方の案件です。

いずれも経営規模縮小のための解約です。8番については後ほど利用権の設定があがってきますが、9番につきましては今後貸し付け予定とのこと。

10番、11番は関連案件です。

いずれも砂利採取のための解約で、後ほど5条申請があがってきます。

12番、宮村下新田の田2筆、借受人の都合による解約です。

13番、14番は同じ借受人の方の案件です。

いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

15番、岡の田1筆、売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

16番、上原の田畑3筆、借受人の都合による解約です。

17番、野田の田5筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

18番、寺尾の田1筆、所有者の都合による解約です。

19番、思川の田4筆、借受人高齢のための解約です。

20番、吉里の畑1筆、借受人の都合による解約です。

21番、塩沢の田1筆、借受人の都合による解約です。

22番、樺野沢の田1筆、所有者の都合による解約です。後ほど3条申請があがってきます。

23番、24番は同じ借受人の方の案件です。

いずれも第三者との売買のための解約で、後ほど3条申請があがってきます。

25番、大里の田1筆、第三者との売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

26番、仙石の田5筆、第三者との売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

27番、君沢の田6筆、借受人の都合による解約です。

28番、関の田畑2筆、借受人の都合による解約です。

### (3) 使用貸借の解約について

12ページをご覧ください。こちらは2件です。

1番、大月の畑11筆、耕作者経営移譲のための解約で

す。

2番、青木新田の田7筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について  
14ページをご覧ください。こちらは5件です。

1番、石打の登記畑、現況雑種地3筆です。こちらは耕作をしていた父が高齢になり耕作できなくなり耕作放棄地化した土地で、農地でなくなったのは平成2年ごろのことです。資料は1-2ページをご覧ください。現地につきましては、12月6日に飯酒盃委員に確認していただいております。

2番、六日町の登記田、現況雑種地と公衆用道路2筆です。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地です。資料は3-4ページをご覧ください。現地につきましては、12月8日に篠田委員に確認していただいております。

3番、君帰の登記田畑、現況宅地と原野4筆です。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地です。資料は5-7ページをご覧ください。現地につきましては12月11日に牛木委員に確認していただいております。

4番、荒山の登記畑、現況原野1筆です。こちらは山間部の農地で耕作条件が悪く耕作放棄地化した土地で、農地でなくなったのは平成25年ごろということです。資料は8-9ページをご覧ください。現地につきましては、12月19日に上村委員に確認していただいております。

5番、荒山の登記畑、現況原野1筆です。こちらの農地は山間部の農地で耕作条件が悪く耕作放棄地化した土地で、農地でなくなったのは平成22年ごろのことです。資料は10-11ページをご覧ください。現地につきましては12月19日に上村委員に確認していただいております。

第1号報告については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第1号報告を終了させていただきます。

**日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について**

議長

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

16 ページをご覧ください。今月の3条申請は15件です。

1番、一村尾の畑1筆386㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり36円です。こちらの農地は譲受人の自宅と隣接している農地で、譲渡人が病気で耕作できず財産処分するために申請するものです。取得後は畑として使用するというので、営農計画書の提出を受けております。申請理由は経営規模拡大のためです。

2番、岡の田1筆1,362㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり367円です。譲受人の経営農地が0となっておりますが、家族の中に農作業経験のある方がおり、その方を中心に耕作をするということで営農計画書の提出を受けております。申請理由は新規就農のためです。

3番、余川の田1筆469㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり2,132円です。こちらは借受地の購入のための申請で、今まで耕作されていた認定農業者である譲受人が買い受けるというものです。

4番、五日町の畑1筆284㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり352円です。申請理由は新規就農のためで、譲受人の自宅に隣接する農地を取得し、自家消費野菜を作付けしたいということです。

5番、竹俣の田2筆1,011㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり297円です。申請理由は経営規模拡大のためで、譲受人は認定農業者とのことです。

6番、樺野沢の田7筆、3,593.41㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり125円です。申請理由は新規就農のため



めです。こちらの農地は譲受人の母親の実家の周辺にある農地で、市外在住の譲受人は休日を利用して作業し、日常の管理は母親が行い、田として利用するという事で営農計画書の提出を受けております。

7番、8番は同じ譲受人の方の案件です。

7番、大里の田畑5筆6,810㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり147円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

8番、大里の田1筆1,979㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり51円です。対価が安くなっておりませんが、譲渡人に対価はいくらでもよいという意向がありこの金額になったということです。譲受人は認定農業者とのことです。

9番、大木六の田1筆319㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり31円です。

こちらの案件について詳しく説明をさせていただきますと、譲渡人は平成28年に死亡した方で、法定相続人が相続放棄をされたのか、もしくは相続人がいなかったのかはわかりませんが、相続人不存在の農地となっておりました。ですが、令和4年に相続財産清算人が選任され、登記の名義が議案にあるように変わっております。今回の譲受人は譲渡人の遠縁にあたる方で、譲受人がこの方しかいなかったため、この農地を取得し維持管理をしていきたいということです。

また、このように財産清算人が選任されている土地を売却する場合、家庭裁判所の審判が必要となります。この案件についても令和5年12月に家庭裁判所の審判を受けております。加えて、対価が㎡あたり31円と非常に安くなっておりませんが、こちら家庭裁判所の許可を受けた価格ということです。

10番、仙石の田5筆8,983㎡、売買による所有権移転で対価は㎡あたり50円です。申請理由は経営規模拡大のためで、譲渡人が遠方に居住しているため農地を処分したいということで申請があがっており、こちらをもって全農地処分ということです。

11番、川窪の田1筆988㎡、贈与による所有権移転で、申請理由は借受地を譲り受けるためです。

12番、舞台の畑1筆24㎡、贈与による所有権移転で、申請理由は借受地を譲り受けるためです。

13番、大崎の田1筆600㎡、賃借権の設定です。契約期間は令和6年2月1日から令和13年1月31日までの7年間で、対価は10aあたり75kgです。こちらの農地は譲受人の所有する農地と相分けになっており、今後一体的に耕作をしていきたいということで申請をあげるものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

14番、大月の畑11筆1,824.96㎡、使用貸借権の設定で、期間は令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間です。申請人は祖父と孫の関係で、今まで父が借りていた農地を今度は孫が耕作するということで契約を結びなおすものです。

15番については、農業者年金受給のための使用貸借権の再設定のため、説明を省略させていただきます。

第1号議案については以上です。

議長

関係委員がおられます。農業委員10番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10番西野委員退席)

16ページ4番、18ページ12番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。16ページ4番、18ページ12番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、4番、12番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(西野委員着席)

続いて、農業委員2番田邊浩委員の除斥を求めます。

(2番田邊委員退席)

18ページ 13番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。18ページ13番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、13番案件については原案のとおり承認されました。田邊委員の除斥を解きます。

(田邊委員着席)

それでは先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。推進委員24番牛木委員。

推 24 番牛木委員

9番についてですが、取得の経緯はさておき、                      
                    が大木六まで来て3畝ばかりの土地を維持管理する

	ということについて確認は取れているのでしょうか。
議 長	一之谷係長。
一之谷係長	譲受人は譲渡人の遠縁にあたる方で、引き続き管理をするということで聞いております。
議 長	牛木委員、よろしいでしょうか。
推 24 番牛木委員	わかりました。
議 長	他にございますでしょうか。
	(質問、意見なし)
	無いようでしたら、質疑終わりにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
	異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
	異議なしと認め、第 1 号議案はすべて承認されました。
	<b>日程 6 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について</b>
議 長	日程 6 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。
宮下主事	(第 2 号議案朗読)

22 ページをご覧ください。今月の 4 条申請は 1 件です。

1 番、畔地の田 1 筆 116 m<sup>2</sup>、転用目的は事務所及び車庫建設のためです。資料は 12-14 ページです。申請の内容ですが、自営業の規模拡大により、既存の事務所が手狭になってきたことから車庫を増築するものであります。また、平成 9 年に車庫を増築しましたが、農地転用の許可申請をしていなかったということで、始末書を提出してもらってあります。

この農地については、1 種、3 種農地以外で生産性の低い農地で、第 2 種農地であります。集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上必要な事務所及び車庫に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 2 号議案については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 2 号議案については原案のとおり承認されました。

**日程 7 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について**

議 長

日程 7 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申

請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第3号議案朗読)

24 ページをご覧ください。今月の5条申請は3件です。

1番、水尾の畑1筆233㎡、賃借権の設定で、転用目的は事務所建設のためです。資料については15-17ページです。申請の内容ですが、譲受人は、現在の事務所が手狭であり、建築後年数も経過していることから、新たに本社事務所の建設をしたいというものであります。

この農地は集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上必要な事務所に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

2番、山崎の田3筆合計6,655㎡、賃借権の設定で、転用目的は砂利採取です。資料については18-20ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和6年3月1日から令和7年6月30日までであります。この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30aを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

3番、芹田の田3筆合計6,663㎡、賃借権の設定で、転用目的は砂利採取です。資料については21-23ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和6年4月1日から令和7年9月30日までであります。この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30aを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承認されました。

議 長

暫時休憩といたします。

(10時15分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(10時55分再開)

**日程8 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について**

議 長

日程8 第4号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

26ページをご覧ください。全部で95件あります。

1番、6番は関連案件ですので、まとめて説明させていただきます。

1番、鰯島の田2筆4,380㎡、所有権移転で、対価は㎡あたり600円です。資料は24ページをご覧ください。

6番、鰯島の田2筆4,380㎡、賃借権の設定で、対価は10aあたり26,250円です。

こちらの2件について、1番の譲受人が同一の農地を6

番にて法人に貸し付けておりますが、1番の譲受人は6番の譲受人である法人の構成員として、法人の構成員の場合、農地利用集積計画によって購入した農地を自身が構成員となっている法人に貸し付けることで農地の取得が可能となっております。また、自身が構成員となっている法人に貸し付ける場合、同月の農地利用集積計画において所有権移転と貸し付けを行う必要があります。よって、1番で所有権移転、6番で賃借権の設定を行っております。

2番から5番までは同じ借受人の方の案件です。

2番、浦佐の田3筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。

3番、浦佐の田1筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり25,000円です。

4番、浦佐の田1筆、賃借権の設定で、対価は全部で30kgです。

5番、浦佐の田4筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり90kgです。

7番、鰯島、九日町の田2筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり90kgです。

8番、9番は同じ借受人の方の案件です。

8番、市野江甲、一村尾の田15筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり90kgです。

9番、一村尾、名木沢の田3筆、賃借権の設定で、対価は全部で3俵です。

10番、名木沢の田9筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。

11番、大崎の田1筆、賃借権の設定で、対価は全部で30kgです。

12番、大崎の田1筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり75kgです。

13番、穴地新田、穴地の田53筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり18,000円です。申請理由は法人化のため、新たに法人として農業に参入するために代表取締役の方が自己所有の農地を貸し付ける申請です。

14番、穴地の田1筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。今までJA仲介で借り受けていた方からその



方の経営する法人へと貸し付ける申請です。

15 番、水尾新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。

16 番から 25 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 75kg です。

26 番、水尾の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 75kg です。

27 番、荒山の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 70kg です。

28 番、芋赤の田 16 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

29 番、30 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも対価は 10 a あたり 60kg です。

31 番から 33 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 31 番、32 番が 10 a あたり 90kg で、33 番が全部で 5.5 俵です。

34 番、麓の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 75kg です。

35 番、野田の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 3 俵です。

36 番、北田中の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

37 番、青木新田の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

38 番、片田の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

39 番、上十日町の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

40 番、仙石、徳田新田の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 21,000 円です。

41 番、五郎丸の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

42 番、下一日市、宮野下の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

43 番、君沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

議 長

44番、長崎の田1筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり90kgです。

45番、寺尾の田2筆、使用貸借権の設定です。使用貸借権の設定ですので、対価の設定はありません。

46番から67番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の移転で、今まで個人で借り受けていた農地を自分自身の経営する法人に貸し付けるための申請です。

68番から92番までは賃借権の再設定、93番から95番までは使用貸借権の再設定ですので説明を省略させていただきます。

以上です。

関係委員がおられます。推進委員15番関晃委員の除斥を求めます。

(推15番関委員退席)

26ページ 2番から5番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。26ページ2番から5番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、2番から5番案件については原案のとおり承認されました。関委員の除斥を解きます。

(関委員着席)

続いて、推進委員 13 番小杉進委員の除斥を求めます。

(推 13 番小杉委員退席)

34 ページ 26 番案件、45 ページ 71 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。34 ページ 26 番案件、45 ページ 71 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、26 番、71 番案件については原案のとおり承認されました。小杉委員の除斥を解きます。

(小杉委員着席)

続いて、農業委員 8 番中俣渉委員の除斥を求めます。

(8 番中俣委員退席)

37 ページ 35 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございません

か。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。37 ページ 35 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、35 番案件については原案のとおり承認されました。中俣委員の除斥を解きます。

(中俣委員着席)

続いて、農業委員 18 番原澤眞委員の除斥を求めます。

(18 番原澤委員退席)

38 ページ 39 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。38 ページ 39 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、39 番案件については原案のとおり承認されました。原澤委員の除斥を解きます。

(原澤委員着席)

続いて、推進委員 21 番高村英男委員の除斥を求めます。

(推 21 番高村委員退席)

39 ページ 41 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。39 ページ 41 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、41 番案件については原案のとおり承認されました。高村委員の除斥を解きます。

(高村委員着席)

続いて、推進委員 3 番飯酒盃大祐委員の除斥を求めます。

(推 3 番飯酒盃委員退席)

39 ページ 42 番、49 ページ 91 番、50 ページ 92 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。39 ページ 42 番、49 ページ 91 番、50 ページ 92 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、42 番、91 番、92 番案件については原案のとおり承認されました。飯酒盃委員の除斥を解きます。

(飯酒盃委員着席)

続いて、推進委員 12 番林幸次委員の除斥を求めます。

(推 12 番林委員退席)

49 ページ 90 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。49 ページ 90 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、90 番案件については原案のとおり承認されました。林委員の除斥を解きます。

(林委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 4 号議案は原案のとおり承認されました。

#### 日程 9 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の意見聴取について

議 長

日程 9 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(協議第 1 号朗読)

52 ページをご覧ください。令和 6 年 1 月 10 日付で農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が南魚沼市長より届いております。

この農用地利用集積等促進計画につきましては、農業委

員会の意見を聞くことになっておりまして、協議の中で意見があった場合につきましては、意見付きということで、農業委員会から農林公社に回答を送付し、それを新潟県知事が公告するという流れになります。

今回の内容の説明といたしましては、前回総会に上がったように新規の契約ではなく、既存の契約について耕作者を変えるという申請です。53 ページの表をご覧くださいますと、利用権を移転する者という欄と利用権の移転を受ける者という欄がありますが、こちらは今まで耕作されていた方の名前と新しく耕作をする方の名前がそれぞれ入ります。今回の申請の場合、今まで耕作をされていた方が何らかの理由により新しい耕作者の方に利用権を移転するといった内容になります。

協議第 1 号につきましては以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第 1 号については原案のとおり承認されました。

日程 10 協議第 2 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議(再協議)について



議 長

日程 10 協議第 2 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議（再協議）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

（協議第 2 号朗読）

こちらの案件は令和 5 年の第 9 回総会において保留としていた案件について再協議を行うものです。

内容につきましては第 2 回農地パトロールを行って現地を確認していただいているため細かい説明は省きますが、第 9 回総会において転用許可が出る前に堆肥置き場として利用しており、違反転用状態だったため承認に同意できないとして回答を保留としていたものについて、同意とするか不同意とするか協議するものです。

農地からのもみ殻の撤去については二転三転しましたが、12 月 20 日に事務局の職員と農林課の職員で現地を確認し、もみ殻が完全に撤去されたことを確認しておりますので、用途変更に係る疑義については無くなっております。

簡単ではありますが、説明は以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようでしたら、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第 2 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議（再協議）については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、協議第 2 号は原案のとおり承認されました。

## 日程 11 その他

議 長 日程 11 その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員 13 番篠田委員。

13 番篠田委員 休憩中に開催されました幹事会について報告させていただきます。

・ 3 月の予定について  
親睦会費の詳しい説明は事務局、お願いします。

議 長 古藤局長。

古藤局長 ・ 親睦会費について  
以上です。

議 長 ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、篠田委員、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。一之谷係長。

一之谷係長 南魚沼市賃借料情報について説明させていただきます。こちらは令和 5 年中に農地法 3 条や農用地利用集積計画において締結された賃貸借の 10 a あたりの賃借料をまとめたものになります。こちらの情報はあくまで参考ですので、賃貸借を締結する際にはこちらを基に当事者同士できちんと話し合っ  
て賃借料を決めていただくようご理解いただきたいと思  
います。

賃借料情報については田の部と畑の部に分かれておりま  
して、田の部については市内を 12 地区に分け、市内全体の  
ものと合わせてそれぞれ物納と現金の最も多く締結された  
額、最高額、最低額、平均額を記載しております。市全体  
の田の賃借料の平均額を見ますと、現金では令和 4 年に

22,600円だったものが21,100円となっており、1,500円減少いたしました。物納は令和4年の平均額が70kgで、令和5年は71kgでしたのであまり差はありませんでした。また、最も多く締結された額については、現金が令和4年は20,000円だったのに対し、令和5年は24,000円と4,000円増加し、現物は令和4年令和5年ともに60kgでした。また、令和5年の石打地区の現金のデータにつきましては、令和5年中に締結が無かったため空欄となっております。よって、石打地区で現金で賃借料を決める場合には、近隣地区のデータまたは市全体のデータを参考にさせていただくようお願いいたします。

続きまして畑の部ですが、田に比べて畑の貸借が少ないですので、契約をされる際には各地域の賃借料または市全体のデータを参考にさせていただくようお願いいたします。

最後にこちらの賃借料情報の周知についてですが、前回総会で報告いたしました作業料金表と一緒に3月15日発行の魚野のかけ橋に挟み込む形で各世帯に配布を予定しております。

以上です。

議 長

先ほどの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、係長ありがとうございました。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会は終了させていただきます。

(11時28分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 6年 3月 25日

南魚沼市農業委員会 会長

並木 孝夫

---

会議録署名委員

篠田 猛

---

会議録署名委員

片桐 京

---